

2021年1月12日

各 位

神田通信機株式会社  
代表取締役社長 神部 雅人

### 緊急事態宣言に伴う当社の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び感染拡大により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

2021年1月7日に政府より緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当社としましては当該期間中について下記のと通りの対応といたします。お客様、関係者の皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 対応期間

政府決定に準じ、2021年1月12日(火)から2月7日(日)といたします。

ただし、緊急事態宣言が延長された場合には当該期間に準じます。

##### 2. 当社内での取り組み

(1) 対象地域の事業所の従業員については原則テレワーク勤務といたします。

対象：本社、神田橋事務所、綾瀬事務所、千葉支店、立川支店、横浜支店、北関東支店

※ 緊急事態宣言対象地域が拡大された場合には、当該地域に準じます。

(2) 営業によるお客様先への訪問及び来訪者の受け入れを自粛いたします。

(3) 緊急を要する工事、インフラに影響を及ぼす工事については、予防策を講じた上で、対応いたします。

(4) 感染予防対策を実施します。

①出勤が必要な際は時差出勤を実施します。

②3密を避ける行動をとります。

③不要不急の会議・出張は原則中止します。

④咳エチケット、手洗い、消毒、検温、定期的な換気を実施します。

⑤発熱した場合は出社禁止とします。

⑥罹患が判明した場合は当社が定めるルールに基づく対応を行います。

##### 3. お客様への影響

障害対応については最優先で対応させていただく所存ではありますが、制限された環境や人員の中で対応させていただくこと、また、病院や公共機関等道義的に優先すべき場所から対応に当たらせていただくため、優先度により対応に時間を要する場合がございます。

ご迷惑をお掛けすることとなりますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上